○国土交通省告示第千百七十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十七年十二月八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
横浜市緑区長津田町字滝沢五四九五番四から同市緑区長津田町字滝沢五四九五番四地先まで	前	最大一五〇 最小一二八	六
	後	最大一五〇 最小一三二	
町田市鶴間字十五号一六二九番九	前	最大一二八 最小一二四	二
	後	最大一三二 最小一二四	

○国土交通省告示第千百七十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第一東海自動車道	横浜市緑区長津田町字滝沢五四九五番四から町田市鶴間字十五号一六二九番九まで	平成二十七年十二月八日十五時

○国土交通省告示第千百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浜宮川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市黒川

字上大戸　一号から七号まで

一八四〇番　八号

一八三八番　九号から十一号まで

一八三八番二　十二号

字水入石

八〇八番九　十三号及び十四号

字二本杉

二〇四二番一　十五号から十九号まで

二〇四二番四

○防衛省告示第二百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十二月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十二月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十二月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から二二〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月八日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十二月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月八日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号一の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に、指定をした日欄中「平成二十三年六月一日」を「平成二十七年十一月十六日」に改める。